

インド物品・サービス税（GST）アップデート

(2018年1月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ニューデリー事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地 KPMG に作成委託し、2018年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび KPMG は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび KPMG が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューデリー事務所
E-mail：IND@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

目次

はじめに.....	1
1. GST 税務申告書類の申告期日の延長	1
2. GST 税率の変更.....	2
3. アンチ・プロフィタリング規制	3
4. E-Way Bill（電子貨物運送状）	4
おわりに.....	5

インド物品・サービス税（GST）アップデート

はじめに

2017年7月の物品・サービス税（以下、GST）導入後、約8カ月が経過しているが、政府が目指したかたちでの運用はいまだ行われていない。GST評議会は引き続き、GST法を修正しており、当修正に応じたGST関連の申告を行うGSTポータルサイトの整備が間に合っており、GSTコンプライアンスのうち、GST登録業者の売り上げに係る情報と仕入れに関する情報のマッチングが未実施の状況である。また、GST導入時には具体的な内容が発表されていなかった規制、施策等に関するリリースが行われている。

以下では、直近までにGST評議会から通知があった事項のアップデートについて説明する。なお、本書はGST評議会から通知があった事項のすべてを網羅するものではなく、主要な項目のみを伝えており、また、情報は2017年12月31日時点のものである

1. GST 税務申告書類の申告期日の延長

GST制度下では、毎月の売り上げに関する情報、仕入れに関する情報、GST税額に関する情報を、それぞれ、GSTR-1、GSTR-2、GSTR-3 フォームを用いて申告することが規定されている。しかしながら、GSTR-2（仕入れに関する情報）、GSTR-3（GST税額に関する情報）については、政府が整備しているGSTネットワークが対応できておらず、申告できない状況である。税収の納付延期を避けるため、政府は、GSTR-3Bという簡易申告フォームを用いた税務申告と納税を要請しており、GST登録業者は当フォームを作成のうえ、税額を納付する必要がある。なお、算定した税額の納付はGSTR-3Bの申告期日までに行う必要がある。

GST 申告は請求書単位で行うことが規定されているが、GSTR-3B では、請求書単位ではなく、月ごとの取引額の合計数値での申告になっており、申告方式の簡素化が図られている（GSTR-3B は 2018 年 3 月分までの利用を想定）。

フォーム GSTR-3B および GSTR-1 の申告期日は以下のとおり。

名称	対象月	申告期日
GSTR-3B	2017 年 12 月	2018 年 1 月 20 日
	2018 年 1 月	2018 年 2 月 20 日
	2 月	2018 年 3 月 20 日
	3 月	2018 年 4 月 20 日
GSTR-1※	2017 年 7 月-11 月	2018 年 1 月 10 日
	12 月	2018 年 2 月 10 日
	2018 年 1 月	2018 年 3 月 10 日
	2 月	2018 年 4 月 10 日
	3 月	2018 年 5 月 10 日

※GSTR-1 については、売上高金額に応じた申告期日が設定されており、上記期日は年間売上高が 15 百万ルピー以上の GST 登録事業者を対象としたもの。

GSTR-2（仕入れに関する情報）および GSTR-3（納税額に関する情報）の申告期日は決まっておらず、2017 年 7 月から 2018 年 3 月分の当申告フォームの作成の要否、申告期日については 2018 年 3 月末までに発表される見通しである。

2. GST 税率の変更

2017 年 11 月に GST 評議会は、最高税率 28% の対象品の見直しを行い、一部品目に対する税率の引き下げを決定した結果、28% 税率の対象品目数は 228 品目から 50 品目（冷蔵庫、洗濯機、エアコン、煙草など）に減少している。

また、13 品目につき税率 18% から 12%、6 品目につき 18% から 5%、8 品目につき 12% から 5%、6 品目につき 12% から 0%、の税率の引き下げを決定した。主要な税率引き下げの対象品目の内容は以下のとおり。

変更前	変更後	主な内容
28%	18%	チョコレート、チューインガム、栄養ドリンク、衛生用品、洗剤
28%	(変更なし)	エアコン、冷蔵庫、食洗器、洗濯機、掃除機、ドライヤー、デジカメ、プロジェクター、車用パーツ、ヨット
18%	12%	コンデンスミルク、加工糖
12%	5%	乾燥ココナッツ、ココヤシ皮製品
5%	Nil	ドライベジタブル

宿泊料が 7,500 インドルピー未満のホテル内にあるレストランに対する税率が 5%に引き下げられた。なお、7,500 インドルピー以上のホテルについては変更はなく、18%の税率が適用される。

3. アンチ・プロフィタリング規制

インド政府は、2017年11月に National Anti-profiteering Authority（以下、NAA）の設置を決定した。NAAは各州の常任委員会(Standing committee)と審査委員会(Screening committee)、および物品税関税中央局(CBEC)内の保護総局から構成され、GST税率の減少に伴い享受した企業便益を、最終消費者に販売価格の引き下げというかたちで還元しているかを確認する。影響を受ける最終消費者は、審査委員会に対して調査を申請することが可能であり、また、インド全国に影響がある汎用品に関して不当利得を企業が得ている疑義がある場合には、直接、常任委員会に対する調査申請が認められている。

NAA設置の目的は、GST税率の引き下げに基づく恩恵を享受する最終消費者からの信頼を高めることとされており、消費者からの苦情があった場合、GST登録業者は、税率引き下げに伴う恩恵を消費者に還元したどうかを証明する証拠書類の提示が必要となる。

NAAが不当に利益を享受していると判断した場合、NAAは対象製品の供給者に対して価格の引き下げを命令する、製商品およびサービスの受領により得た利得の返還、社会保険基金へ

の納付を命じる。また、悪質なケースの場合、事業停止、会社登録の取り消しの罰則を課すことが認められている。

当 12 月に、インド政府は、Anti-Profiteering Application Form (以下、APAF-1) フォームを公表しており、NAA に調査を申請する消費者は、当フォームを記載の上、NNA に提示することになる。APAF-1 は物品、サービスごとに用意する必要があり、事業者の利益額ではなく、対象物品、サービスの利幅を明示する必要がある。申請者は、GST 導入前後の価格

(Minimum retail price (最低小売価格、以下、MRP) 規制がある商品については MRP) を記入すると共に、比較情報として、ほかの供給者の GST 前後の価格を記載する必要がある。

APAF-1 で記載が要請される項目は以下のとおり。

#	セクション	項目
A	申請者の情報	名前、電話番号、GST 登録番号、住所、メールアドレスなど
B	供給者の情報	名前、電話番号、GST 登録番号、住所、メールアドレスなど
C	対象物品、サービスの情報	対象品の内容、GST 導入前の価格、GST 導入後の価格、比較対象業者の情報および GST 導入前後の価格
D	GST 税率の引き下げに関する情報	GST 導入前の該当税率 (物品税、VAT、サービス税)、GST 導入後の税率の詳細

4. E-Way Bill (電子貨物運送状)

2017 年 11 月の GST 評議会において、州間移動に伴う E-Way bill は 2018 年 2 月 1 日より、州内移動に伴う E-Way Bill は 2018 年 6 月より適用になる旨が決定された。E-Way bill の導入は、インドの流通業にとって、物品の移動を促進する可能性があり期待が高い制度であるが、従来の制度からの大きな変更を伴うため、運用に問題が生じた場合には、業界に大きな痛みを与えることになる。

GST 制度導入前は、物品を移動する際、税務当局が発行する貨物運送状を取得することが必要であり、当該貨物運送状がないと州境に設置されたチェックポイントを通過できなかった。また、チェックポイントの通過には一定の時間を要したことから、貨物運送状の存在が州をまたぐ物品移動を制限していた。そのため、E-Way bill 導入は、これまでの物品輸送の仕組みを大きく変えることが期待されている。

5 万インドルピー以上の価値のある物品を移動させる際には、E-Way bill を発行する必要がある。GST 登録業者は、GST ネットワーク上で輸送対象となる物品の情報を登録する（物品の移動には、製商品の販売に伴う移動のみならず、返品、倉庫間移動も含む）。運送業者に輸送を委託する場合、E-Way bill は運送業者側で発行されるが、E-Way bill に必要な情報（受取人、受取場所、移動目的など）は対象物品の所有者（GST 登録業者）が入力する必要がある。

なお、州内の 10Km 以下の移動、エンジンなどの内燃機関を伴わない移動手段を用いた移動、税関管轄区域（空港、港など）からの移動、E-Way Bill の発行が免除されている物品（主に食品）の移動については、E-Way Bill の作成は不要である。

E-Way Bill には有効期限があり、物品の移動距離に応じ、100Km 以内の移動である場合には発行から 1 日（発行後 24 時間）、100Km 以上の移動の場合には、100Km ごとに追加で 1 日の有効期限が付与される。

おわりに

GST 登録業者は前述の簡易フォームを用いた申告ベースで納税を行っており、現状、大きなトラブルは生じていない状況である。しかしながら、GST ネットワークの事情で導入が遅れている仕入れに関する情報の請求書単位での申告が開始された場合、複雑なマッチング作業が要請されるため、新たな問題が生じる可能性がある。

その他、以前の税制度下では免税が認められていた取引が、GST 制度では課税対象と判断されるケースもあり、免税取引を有する企業は GST 制度においても引き続き同じポジションが取れるかの確認を早急に行うべきである。